

## ■県持続化緊急支援金終了後の引き継ぎ

国・県の持続化給付金の給付を受けていない事業者で、6月～12月迄の売り上げが30%～50%減少した個人事業者に上限25万円、法人に上限50万円を給付します。証明発行窓口は広川町商工会にて行います。

## ■収入が30%以上減少した世帯に、健康保険税の減免

新型コロナウイルスの影響により世帯の主たる生計維持者の収入が3割以上減少した世帯は、減免できる可能性があります。対象となる収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかになります。(住民課)

## ■飲食店等応援商品券、プレミアム率は30%

(プレミアム付商品券発行事業)

1万円で13,000円の商品券を5,000冊発行します。購入上限は1人3冊、往復はがきによる予約・抽選となります。発売開始は9月上旬。13,000円の内、2,000円分は飲食店等専用応援商品券として使い道が限定されます。このプレミアム商品券は使用期限がありますので注意が必要です。(申込は8月14日必着分まで、問い合わせは広川商工会)

## ■収入が減少した世帯に3万円分の商品券を給付(要件あり)

(緊急生活支援商品券給付事業 2,433万6,000円を増額)

感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少して日常生活の維持が困難になっている家庭に対し商品券が給付されます。給付額は1世帯に30,000円、18歳未満の方には、10,000円を追加で給付します。担当課から対象者に案内通知と申請書を送付、申請書を郵送してもらい、書留で商品券が送付されます。申請期間は、6月中旬から8月末日まで。この商品券は使用期限がありません。(福祉課)

## ■その他の支援策

災害時の避難所に段ボール仕切りや体温計等備品整備など様々な対策が取られます。

(協働推進課)

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において傷病手当を支給します。

(住民課)

## ■新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な生活資金の緊急貸し付け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などにより生活資金でお悩みの人へ向けた特別貸し付けを行っています。(詳細は広川町社会福祉協議会)